

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円（手数料負担者は 求人者 とします。）
求人者に対する求人の充足を容易にするための専門的な相談・助言・採用支援 （一般的な人材紹介による採用活動）	着手金 1 案件 5,000,000 円までを上限とする 活動費用 1 日当たり 200,000 円までを上限とする 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、該当求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% までを上限とする 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の求人案件による特別な求職者の開拓や稀有な能力を有する専門職・管理職等を採用するための調査・探索・採用活動 （サーチ・スカウト等による採用活動）	着手金 1 案件 5,000,000 円までを上限とする 活動費用 1 日当たり 200,000 円までを上限とする 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、該当求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 150% を上限とする 手数料負担者は、求人者 とします。
転職・再就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言等 （アウト・プレースメント）	着手金 1 案件 5,000,000 円までを上限とする 活動費用 1 日当たり 200,000 円までを上限とする 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、該当求職者の直近 1 年間の年間所得もしくは、就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% までを上限とする 手数料負担は、関係雇用主 とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度（当社の紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。その適用・料率については下記の通りです。別途、求人者と個別に締結された契約書に記載がある場合は、個別に締結された契約書が優先されます。

- 1) 入社後 1 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 80%
- 2) 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 50%

許可番号 11-ユ-301268

〒364-0033 埼玉県北本市本町六丁目 262 番地
合同会社 STJ

事業所の名称及び所在地 TEL:090-9019-4254